第二十七条の十二第六項第二号イ中「いい、現物分配が残余財産の全部の分配である場合には当該適用年度開始の日の前日から当該適用年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものに限る。次号イ」を「いう。以下この号」に改め、同号ロ中「（分割、現物出資又は現物分配をいい、現物分配が残余財産の全部の分配である場合には基準日の前日から当該適用年度の前事業年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものに限る。ロ及び次号ロにおいて同じ。）」を削り、同項第三号イ中「に係る分割承継法人等」を「（分割、現物出資又は現物分配をいい、現物分配が残余財産の全部の分配である場合には当該適用年度開始の日の前日から当該適用年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものに限る。イにおいて同じ。）に係る分割承継法人等（分割又は現物出資により設立した分割承継法人又は被現物出資法人を除く。イ及びロにおいて同じ。）」に改め、同号ロ中「行われた分割等」の下に「（分割、現物出資又は現物分配をいい、現物分配が残余財産の全部の分配である場合には基準日の前日から当該適用年度の前事業年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものに限る。ロにおいて同じ。）」を、「分割等の日」の下に「（当該分割等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日。ロにおいて同じ。）」を、「及び」の下に「当該分割等の日から当該適用年度開始の日の前日までの期間内の日を含む各事業年度（当該期間内の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）並びに」を加え、同号に次のように加える。

ハ　適用年度において行われた分割又は現物出資により設立した分割承継法人又は被現物出資法人　当該分割又は現物出資に係る分割法人又は現物出資法人のうち当該分割又は現物出資の直前の時における資本金の額又は出資金の額が最も多いもの（ハにおいて「基準分割法人等」という。）の当該分割又は現物出資の日を含む事業年度（当該分割又は現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該連結事業年度とし、当該分割又は現物出資の日が当該基準分割法人等の事業年度開始の日である場合（当該分割又は現物出資の日が当該基準分割法人等の連結事業年度開始の日である場合を含む。）にあつては当該分割又は現物出資の日の前日を含む事業年度（当該分割又は現物出資の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）とする。）までの各事業年度（当該基準分割法人等の当該分割又は現物出資の日を含む事業年度までの事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該連結事業年度とし、当該分割又は現物出資の日を含む事業年度（当該分割又は現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）にあつては当該事業年度開始の日から当該分割又は現物出資の日の前日までの期間とする。）を当該分割承継法人又は被現物出資法人の当該分割又は現物出資の日前の各事業年度とみなした場合における基準日から当該分割又は現物出資の日の前日までの期間内の日を含む当該分割又は現物出資に係る分割法人又は現物出資法人の各事業年度（当該期間内の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）

ニ　適用年度開始の日前一年以内において行われた分割又は現物出資により設立した分割承継法人又は被現物出資法人　当該分割承継法人又は被現物出資法人の当該分割又は現物出資の日から当該適用年度開始の日の前日までの期間内の日を含む各事業年度（当該期間内の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）及び当該分割又は現物出資に係る分割法人又は現物出資法人のうち当該分割又は現物出資の直前の時における資本金の額又は出資金の額が最も多いもの（ニにおいて「基準分割法人等」という。）の当該分割又は現物出資の日を含む事業年度（当該分割又は現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該連結事業年度とし、当該分割又は現物出資の日が当該基準分割法人等の事業年度開始の日である場合（当該分割又は現物出資の日が当該基準分割法人等の連結事業年度開始の日である場合を含む。）にあつては当該分割又は現物出資の日の前日を含む事業年度（当該分割又は現物出資の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）とする。）までの各事業年度（当該基準分割法人等の当該分割又は現物出資の日を含む事業年度までの事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該連結事業年度とし、当該分割又は現物出資の日を含む事業年度（当該分割又は現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）にあつては当該事業年度開始の日から当該分割又は現物出資の日の前日までの期間とする。）を当該分割承継法人又は被現物出資法人の当該分割又は現物出資の日前の各事業年度とみなした場合における基準日から当該分割又は現物出資の日の前日までの期間内の日を含む当該分割又は現物出資に係る分割法人又は現物出資法人の各事業年度（当該期間内の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）

第二十七条の十二第六項を同条第五項とし、同条第七項中「同条第二項第三号」を「同条第二項第四号」に、「同項第四号」を「同項第五号」に、「いう」を「いい、当該適用年度終了の日において高年齢雇用者（法第四十二条の十二第二項第三号又は第六十八条の十五の二第二項第二号に規定する高年齢雇用者をいう。次項において同じ。）に該当する者を除く」に、「第十二項」を「第十一項」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　当該合併に係る合併法人　次に掲げる合併法人の区分に応じそれぞれ次に定める雇用者の数

イ　当該合併に係る合併法人（当該合併により設立したものを除く。）　当該合併法人の適用年度開始の日の前日における雇用者の数と当該合併に係る被合併法人の同日における雇用者の数とを合計した数

ロ　当該合併により設立した合併法人　当該合併に係る被合併法人の適用年度開始の日の前日における雇用者の数を合計した数

第二十七条の十二第七項第三号を次のように改める。

三　当該分割等に係る分割承継法人等　次に掲げる分割承継法人等の区分に応じそれぞれ次に定める雇用者の数

イ　当該分割等に係る分割承継法人等（当該分割又は現物出資により設立した分割承継法人又は被現物出資法人を除く。イにおいて同じ。）　次に掲げる雇用者の数を合計した数

(1)　当該分割承継法人等の適用年度開始の日の前日における雇用者の数

(2)　当該分割等に係る分割法人等の適用年度開始の日の前日における雇用者の数に当該分割等の直後の当該分割承継法人等の雇用者（当該分割等の直前において当該分割法人等の雇用者であつた者に限る。）の数を乗じてこれを当該分割等の直前の当該分割法人等の雇用者の数で除して計算した数

ロ　当該分割又は現物出資により設立した分割承継法人又は被現物出資法人　当該分割又は現物出資の直後の当該分割承継法人又は被現物出資法人の雇用者（当該分割又は現物出資の直前において当該分割法人又は現物出資法人の雇用者であつた者に限る。）の数を合計した数

第二十七条の十二第七項を同条第六項とし、同条第八項中「同条第二項第七号」を「同条第二項第八号」に、「第十項」を「第九項」に改め、「各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される」を削り、「同条第二項第五号」を「所得税法第二十八条第一項」に、「（当該法人の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度」を「のうち各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額（当該合併法人の当該適用年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者に係るものを除くものとし、当該適用年度開始の日前一年以内に開始した連結事業年度（以下この項において「一年以内連結事業年度」という。）にあつては当該給与等の支給額のうち当該一年以内連結事業年度」に、「給与等（法第六十八条の十五の二第二項第四号に規定する給与等をいう。）の支給額」を「金額（当該合併法人の当該適用年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者に係るものを除く。）とする」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「第十二項」を「第十一項」に改め、同項第一号イ中「いい、現物分配が残余財産の全部の分配である場合には当該適用年度開始の日の前日から当該適用年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものに限る。イ及び次号イ」を「いう。以下この号」に改め、「（当該分割等が残余財産の全部の